

議案第81号

沼田市情報公開条例の一部を改正する条例について

沼田市情報公開条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月6日提出

沼田市長 星 野 稔

## 沼田市情報公開条例の一部を改正する条例

沼田市情報公開条例（平成10年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「15日」を「14日」に改める。

第11条中「45日」を「開示請求があった日の翌日から起算して44日」に、「すべて」を「全て」に改める。

第20条第5項中「2年」を「3年」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に沼田市情報公開審査会の委員である者の任期は、この条例による改正後の沼田市情報公開条例第20条第5項の規定にかかわらず、令和5年10月25日までとする。